

大和市告示第106号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月18日

大和市長 古谷田 力

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱(平成22年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第1条の3」を「第3条第1項」に改め、同条第2号中「第6条第1項」を「第6条第1項及び第2項」に改める。

第7条中「予防接種予診票」を「予防接種の種類ごとに別に定める予診票」に改める。

附則第3項を次のように改める。

(ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種の対象者の特例)

3 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、別表第1ヒトパピローマウイルス感染症(2価又は4価)の項及びヒトパピローマウイルス感染症(9価)の項中

「
12歳に達する日の属する年度の初日から16歳に達する年度の末日までの間にある女子
」

とあるのは、

「
(1) 12歳に達する日の属する年度の初日から16歳に達する年度の末日までの間にある女子
(2) 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子(前号に掲げる女子を除く。)
」

とする。

別表第1 予防接種、対象年齢等の欄中「3月」を「2月」に改め、同表中

ヒトパピローマウイルス感染症	—	12歳に達する日の属する年度の初日から16歳に達する年度の末日までの間にある女子	16,940円
----------------	---	--	---------

を

ヒトパピローマウイルス感染症（2価又は4価）	—	12歳に達する日の属する年度の初日から16歳に達する年度の末日までの間にある女子	16,940円	に
ヒトパピローマウイルス感染症（9価）	—	12歳に達する日の属する年度の初日から16歳に達する年度の末日までの間にある女子	29,953円	

改める。

別表第2第3号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第4号様式」を「第3号様式」に、「第5号様式」を「第4号様式」に、「第6号様式」を「第5号様式」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

（大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正）

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱（平成25年大和市告示第198号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条第1号イ中「第1条の3第2項」を「第3条第2項」に改める。

第6条中「予防接種予診票」を「予防接種の種類ごとに別に定める予診票」に改める。

別表第1中

ヒトパピローマウイルス感染症	16,940円
----------------	---------

を

ヒトパピローマウイルス感染症（2価又は4価）	16,940円	に改める。
ヒトパピローマウイルス感染症（9価）	29,953円	

別表第2第3号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第4号様式」を「第3号様式」に、「第5号様式」を「第4号様式」に、「第6号様式」を「第5号様式」に、「第7号様式」を「第6号様式」に、「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

（大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正）

第3条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱（令和元年大和市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第7条中「予防接種予診票」を「予防接種の種類ごとに別に定める予診票（以下「予診票」という。）」に改める。

第8条第1項及び第9条第2号中「予防接種予診票」を「予診票」に改める。

別表第1中 「

ヒトパピローマウイルス感染症	20歳未満	16,940円
----------------	-------	---------

」を

「

ヒトパピローマウイルス感染症（2価又は4価）	20歳未満	16,940円
ヒトパピローマウイルス感染症（9価）	20歳未満	29,953円

」に改める。

別表第2第4号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第5号様式」を「第4号様式」に、「第6号様式」を「第5号様式」に、「第7号様式」を「第6号様式」に、「第8号様式」を「第7号様式」に改める。

（大和市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用の助成に関する要綱の一部改正）

第4条 大和市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用の助成に関する要綱（令和4年大和市告示第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第1条の3第1項」を「附則第5項の規定により読み替えて適用する同令第3条第1項」に改め、「ヒトパピローマウイルス感染症の項」の次に「予防接種の対象者の欄」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公表の日から施行し、第1条の規定による改正後の大和市予防接種費用の助成に関する要綱附則第3項及び別表第1の規定、第2条の規定による改正後の大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期的予防接種費用の助成に関する要綱別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱別表第1の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 前項に規定する規定は、適用日以後に実施する予防接種について適用し、適用日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に第1条から第3条までの規定による改正前のそれぞれの要綱の規定により作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。